

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 多国間における協力

(1) 概要

米国における一連の企業会計不正事件を契機として世界各国で監査監督機関が設立された後、監査監督機関相互の情報交換等を目的として、非公式に「監査監督機関会議」が開催されてきたが、平成18年9月に行われた第5回会議において同会議を発展的に解消することとし、新たに公式の常設の会合として「監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators : IFIAR^{イフィアール}）」を設立することが合意された。

同フォーラムは、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有、監査監督活動における協調関係の促進、他の国際機関との連携拠点の提供を活動内容とし、平成19年3月、審査会の主催により第1回会合が東京で開かれて以降、年2回本会合が開催されている。また、各国検査官によるワークショップも開催するなど、積極的な活動を行っている。

《これまでの監査監督機関国際フォーラム開催実績》

- ・ 第1回 平成19年3月22、23日 東京
- ・ 第2回 平成19年9月24、25日 トロント
- ・ 第3回 平成20年4月9～11日 オスロ

(2) IFIAR 第2回会合

平成19年9月24日及び25日に、カナダの監査監督機関である CPAB (Canadian Public Accountability Board) の主催により、トロントにて開催され、審査会からは金子会長等が参加した。

会合には、21カ国（注1）の監査監督機関が出席したほか、6国際機関（注2）がオブザーバーとして参加した。

会合では、豪証券投資委員会(ASIC)委員ジェフリー・ルーシー議長の下意見交換が行われ、次期議長にポール・ボイル英財務報告評議会(FRC) CEO、副議長にスティーブン・マイヨール蘭金融市場庁(AFM)事務局長が選出された。

また、参加者から最近の市場動向への監査規制当局の対応や、監査の質の向上における検査の役割について意見交換が行われ、我が国からは平成19年6月に公表した3大監査法人の検査の概要等について説明した（P142、143 資料4－1、4－2参照）。

- (注1) オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国
- (注2) パーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定化フォーラム(FSF)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)

(3) IFIAR 第3回会合

平成 20 年 4 月 9 日から 11 日まで、ノルウェー金融監督庁(Kredittilsynet)の主催により、オスロにて開催され、審査会からは金子会長及び脇田委員等が参加した。

会合には、22 カ国(注1)の監査監督機関が出席したほか、6 国際機関(注2)がオブザーバーとして参加した。

会合では、2 カ国(ルクセンブルク、モーリシャス)の監査監督機関が新たな IFIAR メンバーとして承認された。

また、IFIAR の今後の役割と組織について話し合うとともに、監査の品質、外国監査事務所の登録及び届出、監査監督機関間の情報交換等について議論が行われた。また、国際的な 6 大ネットワークのうち 3 法人(注3)の代表が参加し、グローバル組織の品質モニタリング制度について意見交換が行われた。我が国からは、平成 20 年 2 月に公表した検査指摘事例集等について説明した(P146、147 資料 4-3、4-4 参照)。

次回会合は、南アフリカ監査人独立監督委員会(IRBA)の主催により、平成 20 年 9 月にケープタウンで開催予定である。

- (注1) オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国
- (注2) パーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行(WB)
- (注3) アーンスト・アンド・ヤング、グランド・ソントン及びプライスウォーターハウスクーパース

(4) IFIAR 検査ワークショップ

監査に対する検査は、IFIAR の中核を成す活動の一つであることから、検査の技術及び経験について共有する機会を提供するため、IFIAR メンバーの検査官レベルの会合である検査ワークショップが開催されている。

平成20年1月29日及び30日には、第2回検査ワークショップがベルリンで開催された。

当会合には全20カ国が参加し、監査事務所全般の検査、個別監査業務の選定・レビュー等について意見交換が行われた。我が国からも審査会の検査官が参加し、監査契約の新規締結や検査発見事項に関するコミュニケーションについて、これまでの検査における経験の紹介を行った（P150 資料4－5 参照）。

（5）PCAOB 国際監査人監督インスティテュート

PCAOB国際監査人監督インスティテュートは、平成19年より、米PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）の主催で開催されている監査監督機関や、監査監督機関設立予定国の政府機関の間での意見交換を主とした会合であり、各国の監督機関と監査検査の問題等に関して議論が行われている。

平成20年5月に第2回会合がワシントンで開催され、約50カ国が参加した。我が国からも審査会の検査官が参加し、検査発見事項や監査人監督モデルについてのパネル・ディスカッション等を行った。

2. その他の協力

審査会は、国際会議の場以外に二国間ベースでも各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。

特に平成19事務年度においては、平成20年4月から改正公認会計士法が施行され、外国監査法人等の届出制度等が導入されたことを踏まえ、金融庁とともに、同制度の実施のあり方等について各国当局と意見交換を実施した。

また、こうした意見交換等を踏まえ、平成20年3月、米PCAOBによる規則4012条の実施に関する指針（案）（注）に対して、金融庁とともにコメント・レターを発出した（P151 資料4－6 参照）。

（注）規則 4012 条（登録外国監査事務所の検査）は、PCAOB に登録する外国監査事務所について、PCAOB が外国当局による検査に依拠する程度を決定する要件を定めたもの。本指針（案）では、この要件のそれぞれについて詳細な検討事項が定められている。